

令和8年度 南信州広域連合看護師等確保対策修学資金貸与者募集要項

1 目的

南信州圏域で看護師、助産師、保健師、准看護師として業務に従事しようとする看護学生を支援するため修学資金を貸与し、圏域における将来の看護師等の人材確保につなげるとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とします。

2 対象者

- (1) 看護師等養成施設（保健師助産師看護師法で定められた施設）に在学し、免許取得後、直ちに南信州圏域の医療機関又は介護・福祉関係機関（行政含む）において、看護師等の資格を必要とする業務に従事する意思を有する者
- (2) 成績が優秀であり、かつ、心身が健全な者

3 貸与予定人数

10人程度

4 募集期間

令和8年3月9日（月）～令和8年4月24日（金）

5 申請書類の提出

6の(1)から(7)までをそろえ、事務局まで持参してください。入学等のため既に申請者本人が南信州圏域に不在である場合などは、父母又は親権者等による代理の提出も可とします。

事務局：南信州広域連合 地域医療福祉連携課

（飯田市上郷別府 3338 番地 8 はにかむべーすA棟）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く）

6 申請書類及び留意事項

- (1) 看護師等確保対策修学資金貸与申請書（様式第1号） ※記載例を参照

ア 様式の入手先

- ・南信州広域連合ウェブサイトまたは南信州広域連合事務局（令和8年3月2日以降対応）



<https://minami.nagano.jp/project/kangoshi/>
スマホでもご確認いただけます。

イ 他の修学資金または奨学金の併用

- ・同種の制度との併用は認められません。ただし、南信州圏域14市町村の修学資金制度及び「長野県看護職員修学資金貸与制度」との併用は可とします。

併用可の例：日本学生支援機構の奨学金、金融機関の教育ローンなど

併用不可の例：特定病院限定の返還免除付き制度など

- ・「2 申請中又は利用中」に該当する場合は、修学資金等の名称、期間及び金額等を正確に記入してください。（金額が未確定の場合は予定額で可）

ウ 希望貸与期間

- ・令和8年4月から卒業見込み年月までで、貸与を希望する期間を記入してください。
- ・看護師等資格取得後に、保健師や助産師資格を取得するため進学を希望する場合、その期間は除いてください。（進学決定時に再度申請いただく必要があります）

エ 連帯保証人

- ・連帯保証人は、奨学金の返還が生じた場合に対応できる資力を有する成年者としてください。
(父母、親権者等、同一世帯可)
- ・連帯保証人は氏名を自署し、印鑑登録された印鑑を押印してください。

(2) 令和7年度または直近年の学業成績証明書（学校長が発行し厳封された原本）

- ・申請者が令和8年度に看護師等養成施設の1学年である場合は、令和7年度に在学した教育機関から交付を受けてください。
- ・申請者が同じく2学年以上である場合は、在学する看護師等養成施設から交付を受けてください。
- ・保存期間終了などの理由により証明書が発行できない場合は、その旨がわかる証明書（学校長が発行したもの）を提出してください。

(3) 在学証明書（令和8年4月1日以降に発行された原本）

- ・在学する看護師等養成施設から交付を受けてください。（学生証、合格通知書は代替として認められません）

(4) 生計同一者全員の住民票の写し（本籍及び続柄記載、マイナンバー省略のもの）

- ・住民登録のある市町村から交付を受けてください。
- ・看護師等養成施設への入学に伴い申請者が住民登録を異動した場合は、本人分に加え、異動前に同居していた世帯全員の住民票の写しを提出してください。

(5) 生計同一者全員の所得・課税・扶養証明書

- ・住民登録のある市町村から交付を受けてください。（証明書の名称は市町村により異なります）
- ・看護師等養成施設への入学に伴い申請者が住民登録を異動した場合は、本人分に加え、異動前に同居していた世帯全員の証明を提出してください。
- ・生計維持者の証明書により被扶養者等である旨が確認できる方については提出不要です。
- ・審査の公平を期するため、市町村の証明書による判定を原則としますが、家計に大きく影響するような所得の変更がある場合は申し出てください。

(6) 診断書

- ・申請書の本人の健康告知で「2 その他」を選択した場合のみ提出してください。

(7) 作文（テーマ：「地域で活躍する看護職になるために」）

- ・様式はA4サイズの任意用紙（縦書、横書は自由）とします。
- ・字数は600字以上800字以内とし、テーマ及び氏名は必ず記入してください。
- ・黒色ボールペンやB以上の鉛筆などを用いて濃くはっきりと自筆してください。

7 その他

(1) 修学資金貸与可否の通知について

- ・令和8年5月の選考委員会で貸与可否を決定し、6月中旬頃に申請者宛に結果通知を送付します。

(2) 個人情報保護について

- ・提出していただいた申請書等の書類に記載された個人情報は、修学資金貸与可否の審査、貸与決定後の修学資金貸与及び償還に係る事務に使用し、その他の目的では使用しません。

8 問い合わせ先

〒395-0003 飯田市上郷別府 3338 番地 8 はにかむべーすA棟

南信州広域連合 地域医療福祉連携課 医療福祉連携係

TEL：0265-53-6088 FAX：0265-21-5188 E-mail：iryu-renkei@minami.nagano.jp